

# 税金

## 市税

- 問** 【課税関係】本庁市民税課・資産税課  
 【証明関係】本庁市民税課・本庁市民課・日奈久出張所  
 鏡支所市民環境課・各支所地域振興課  
 【納税関係】本庁納税課

## 市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあります。

### 個人市民税

個人にかかる市民税は均等割と所得割があり、毎年1月1日現在八代市に住所がある人で前年にある一定額以上の所得があった人に課税されます。

なお、県民税は、市民税と合わせて課税されることになっています。

### 個人市民税の税額

**均等割** 市民税3,500円／県民税2,000円  
 合計5,500円

**所得割** 前年中の所得に応じて課税されます。

### 個人市民税の申告

毎年1月1日現在の住所地の市町村長に対し、同年3月15日までに申告をしてください。ただし、所得税の申告をした人、給与所得のみで年末調整をした人、公的年金収入のみで一定金額以下の人などは申告をする必要はありません。なお、所得のない人でも、各種証明や福祉サービスなどの手続きが必要な場合がありますので申告をお願いします。

### 個人市民税の納期

徴収方法によって異なり、納期は以下の通りです。

納付方法	納付時期
納付書又は 口座振替による納付 【普通徴収】	6月・8月・10月・12月の年4回
給与からの天引き 【特別徴収】	6月から翌年5月までの年12回
年金からの天引き 【特別徴収】	* 新規の場合* 6月・8月の普通徴収分と、 10月・12月・翌年2月の 年金から特別徴収分の年5回 * 継続の場合* 年6回の年金から特別徴収

### 個人市民税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- 災害により所有する居住用の住宅・家財に一定規模以上の損害を受けた人
- 生活保護を受給している人
- 失業等(自己都合退職、定年退職等を除く)により所得が著しく減少し、納税が困難と認められる人 など

### 法人市民税

法人の市民税は、事業所・事務所などにかかる税金で、均等割と法人税割があり、均等割は資本金等の額と従業員の数により、法人税割は法人税額を課税標準として課税されます。

〈広告〉

ISO9001 認証取得



認定支援機関

## 株式会社インフォミックス 穴倉 渉 税 理 士 事 務 所

税理士・TKC会員・事業承継士 穴倉 渉・松田 文秋・岩根 佳輝

お気軽にご相談ください

税務、会計、決算、申告業務  
 経営改善、経営力強化  
 資金調達、企業再生、事業承継

独立、開業、法人設立  
 相続対策、自社株評価、ISO取得支援  
 社会福祉・医療・公益法人 など

TEL (0965)33-3521 FAX 0965-33-3523

〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25 ホームページ <http://www.sisikura-oda.jp/pc/>



## ▶ 軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

### 主な軽自動車税(種別割)の税額

区分		年税額		
原動機付自転車	2輪	50cc以下	2,000円	
		50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超125cc以下	2,400円	
ミニカー		3,700円		
軽自動車	2輪(側車付を含む) (125cc超250cc以下)		3,600円	
	3輪のもの (660cc以下)	最初の新規検査日が平成27年3月31日以前	3,100円	
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降	3,900円	
軽自動車	4輪以上のもの (660cc以下)	最初の新規検査日から13年経過	4,600円	
		最初の新規検査日が平成27年3月31日以前	乗用 営業用	5,500円
			乗用 自家用	7,200円
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降	貨物用 営業用	3,000円
			貨物用 自家用	4,000円
		最初の新規検査日から13年経過	乗用 営業用	6,900円
	乗用 自家用		10,800円	
	貨物用 営業用		3,800円	
	貨物用 自家用		5,000円	
	乗用 営業用		8,200円	
	乗用 自家用		12,900円	
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
その他		5,900円		
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円		

### 軽自動車税(種別割)の減免

障害者手帳等をお持ちの方が使用する軽自動車などで、必要と認められる場合は、1台にかぎり軽自動車税(種別割)が減免されます。(すでに普通自動車税で減免されている場合は対象となりません。)

※受付期間は4月1日から納期限の7日前までです。

### 軽自動車税(種別割)の納期

軽自動車税の納期は5月です。

## ▶ 固定資産税

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

### 固定資産税の対象となるもの

#### 土地

田、畑、宅地、雑種地、池沼、山林、牧場、原野など



#### 家屋

住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物



#### 償却資産

会社や個人で建設業や飲食業、農業などの事業を行っている人が、その事業のために使用することができる機械や器具、備品などの償却資産

#### 【主な償却資産の例】

構築物	店舗内装、門、塀、舗装路面、ビニールハウス、畦畔、暗渠排水、広告塔など
機械及び装置	各種加工製造用機械、工作機械、建設機械、農業用機械、太陽光発電設備など
船舶	釣り船、漁船、砂利採取船など
車両及び運搬具	大型特殊自動車(自動車税や軽自動車税が課税されるものは除く)など
工具、器具及び備品	机、椅子、テレビ、エアコン、厨房機器、医療機器、理・美容機器、各種工具など

※償却資産を所有している人は、毎年1月31日までに申告をお願いします。

### 固定資産税の税率

固定資産税の税率は1.6%です。固定資産の課税標準額に税率を乗じたものが税額となります。

**税額 = 課税標準額 × 1.6%**

### 固定資産税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- 生活保護を受給している人
- 災害などにより、固定資産に著しく損害を受けた人
- 公益のために直接使用される固定資産(有料で使用するものを除く)

### 固定資産税の納期

納期は5月、7月、11月、翌1月の年4回です。



税金

## 市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明や閲覧事項は、原則として納税義務者、固定資産の所有者などの承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。

### 申請ができる人と持参するもの

#### 本人

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など公的機関の発行したもので有効期限内のもの)

#### 代理人によって申請する場合

##### (1) 個人の場合

本人が署名した委任状と代理人の本人確認書類

##### (2) 法人の場合

法人からの委任状と来庁者の本人確認書類

※委任状に押印する印鑑は、登記してある会社印になります。

### 主な税務証明及び手数料

種類	証明の内容	手数料
所得証明	所得金額、市県民税課税額など	1件 300円
納税証明	市税の納付額など	
資産証明	土地・家屋の地番、面積、地目、所有者、評価額、課税標準額、税相当額など	1枚 300円
閲覧	字図(地番図)	1件 300円 (写し含む)

※所得証明書は、コンビニエンスストアでも証明書の交付を行っています。マイナンバーカードが必要です。

## 市税の口座振替

市税の納付は、口座振替をご利用ください。

### 口座振替ができる市税

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

### 手続き場所

右記の口座振替ができる金融機関の窓口

### 口座振替ができる金融機関

肥後銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、熊本銀行、南日本銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、八代地域農協、ゆうちょ銀行

### 口座振替手続のとき必要なもの

預金通帳、通帳届出印、納税通知書、(納税通知書に同封されている)口座振替依頼書

※ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行及び郵便局備付けの「自動払込利用申込書」にてお申込みください。

※口座振替依頼書がお手元にはない場合は、八代市内の各金融機関窓口へ備付けてありますのでそちらをご利用ください。

※市県民税(特別徴収)、法人市民税は、口座振替の対象外です。

※軽自動車税については、所有する全車両の軽自動車税が口座振替の対象となります。1台ごとの口座振替はできません。

※納期を過ぎたものの口座振替や口座振替ができなかったものの再振替はできません。

## 市税の納付書での納付

市税の納付書での納付は、下記の場所で行えます。

- ・八代市役所、各支所、各出張所
- ・八代市指定金融機関(肥後銀行本支店)
- ・八代市収納代理金融機関…八代市内の銀行、信用金庫、信用組合、九州労働金庫及び八代地域農協
- ・九州内のゆうちょ銀行及び郵便局(納期限後および沖縄県を除く)
- ・全国のコンビニエンスストア各店舗
- ・スマホアプリ決済(PayPay・LINEPay・PayB)

※市税…市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税  
※コンビニおよびスマホ決済については、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、納期限や使用期限を過ぎたものは取扱いができません。

※スマホ決済での納付は通信料が発生します。

※スマホ決済での納付は領収書は発行されません。

### 納期限内の納付を心がけましょう

納期限までに納付されないと、督促状が送付されますので、速やかに納付してください。その後も納付されない場合は、財産の差押などの滞納処分を受けることとなります。どうしても納付できない場合は、直ちに納税課にご相談ください。

(広告)

## 池松桂至税理士事務所

**営業内容**

- 法人・個人事業の月次巡回監査  
記帳代行・会計ソフト導入
- 決算及び申告書作成・相続・申告
- 個人事業や法人設立の支援  
経営相談・資金計画

熊本県八代市若草町7-3  
☎0965-33-4878  
FAX 0965-32-8896  
URL <http://www.ikematsu.net/>

【営業内容】  
法人、個人企業の記帳代行  
決算及申告書作成  
相続対策、経営相談

## 松岡信寛税理士事務所

### マツオカ経営計算センター(有)

税務・会計・経営のコンサルタント

税理士 松岡 信寛

八代市 黄金町9-12  
TEL 0965-32-8841  
FAX 0965-32-8856